

酒田市ごみ処理基本計画

(酒田市食品ロス削減推進計画)

令和8年3月

酒田市

目 次

第1章	酒田市ごみ処理基本計画の概要	1
1. 1	計画策定の背景と目的	1
1. 2	計画の位置付け	2
1. 3	計画の期間	3
1. 4	計画の対象	3
第2章	現状と課題	4
2. 1	前酒田市ごみ処理基本計画	4
2. 2	食品ロスに関する現状	12
2. 3	ごみ処理の体制	13
2. 4	ごみ処理の概要	14
2. 5	ごみ減量化への具体的な取組の実績	15
2. 6	ごみの組成の現状	18
2. 7	課題	19
第3章	計画の方向性及び施策	21
3. 1	基本目標	21
3. 2	基本方針	22
3. 3	人口・ごみ排出量の推計	23
3. 4	計画の目標値	24
3. 5	施策の体系	28
3. 6	基本施策	29
3. 7	市民・事業者・行政の役割分担	37
第4章	計画の推進	40
4. 1	計画の進行管理	40
第5章	策定の経緯	41
5. 1	策定の経緯	41
5. 2	酒田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	42

第 1 章 酒田市ごみ処理基本計画の概要

1. 1 計画策定の背景と目的

近年、廃棄物を取り巻く情勢は、地球規模での環境問題への対応と、それに伴う法制度の整備によって大きく変化しています。

多くの自治体で最終処分場の残余容量が減少傾向にあり、新たな処分場の確保が困難になっています。また、ごみの焼却処理は温室効果ガスを排出するため、2050 年脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）という国の目標達成に向けて、ごみ処理分野における取組が急務となっています。こうした背景から、ごみの減量とリサイクル率の向上が喫緊の課題とされています。

このような状況を受け、国は、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と資源の有効な利用の促進に関する法律の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などの各種リサイクル法の整備を進め、ごみの発生及び排出抑制とともに、リサイクルの促進を図り、資源循環型社会の構築を目指すこととしました。

酒田市では、平成 26 年度に、令和 6 年度を目標年度とした「酒田市ごみ処理基本計画」の改訂を行い、令和 2 年度に中間見直しを行いました。

その後、令和 6 年度を目標年度として計画を推進してきましたが、令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害が発生したことで、被害に遭われた地域や住民の復旧・復興を優先させる必要が生じ、計画期間を 1 年延長した上で、目標年度も令和 7 年度まで繰り延べすることとしました。

本市のごみ処理には、収集、分別、リサイクル、埋め立てなどに係る多額の処理費用の他に、焼却炉の修繕や最終処分場の改修といった施設を長く使うための費用も発生しています。ごみを減量することで、これらの費用を軽減し、今後、施設整備を行う際も、ダウンサイジングによって工事費が抑えられ、財政負担を軽減することができます。

このたび、前計画の目標年度到達にあたり、前計画の評価と見直しを行い、ごみ減量を最優先に推進し、資源が循環する「循環型社会」の形成を目指し、新たに「酒田市ごみ処理基本計画」を策定するものです。

1. 2 計画の位置付け

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村が区域内のごみの減量や適正処理について一般廃棄物の処理に関する計画を定めることを義務付けています。

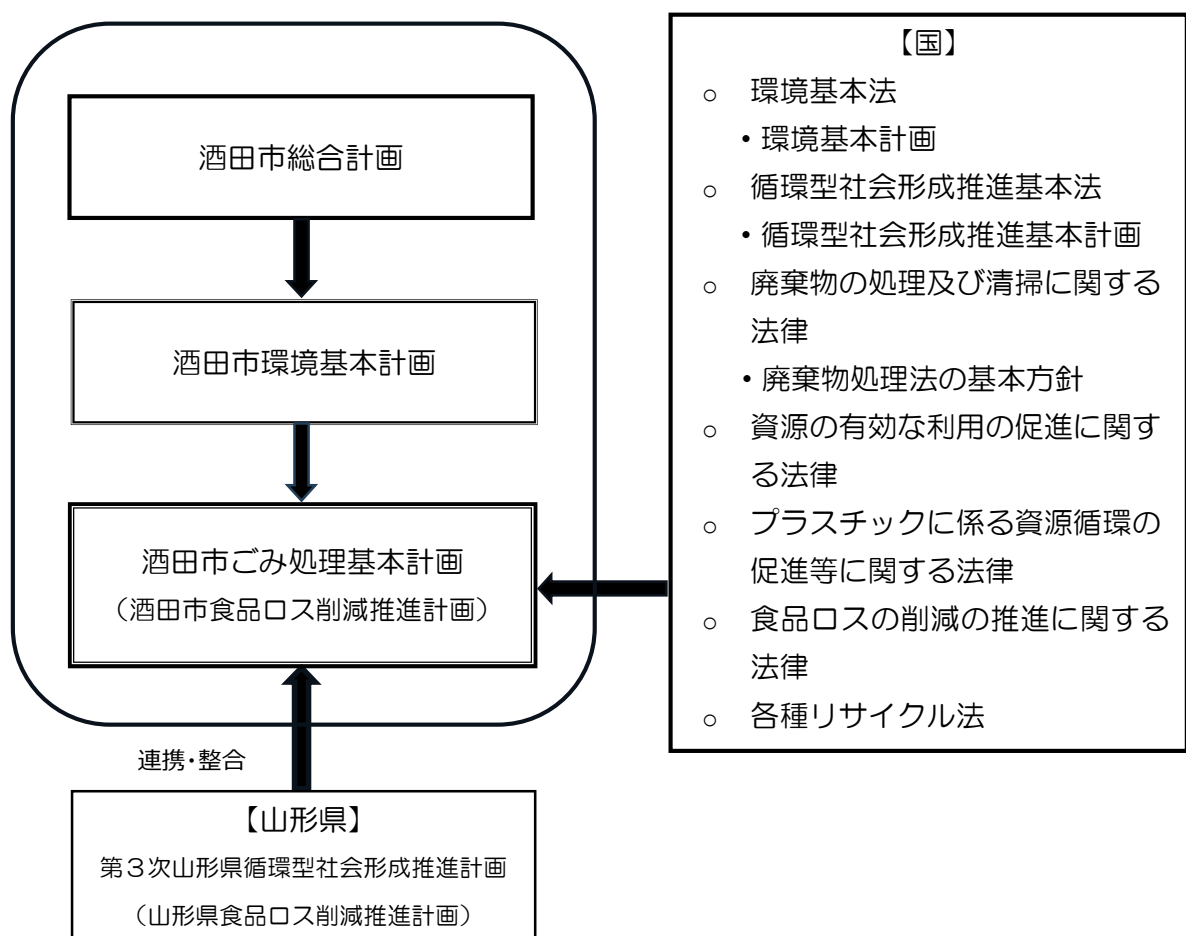
【山形県の計画】

「山形県循環型社会形成推進計画」では県全体のごみ処理に関する方向性を示しており、酒田市のごみ処理基本計画は、この計画と整合性を保ちます。

【酒田市の計画】

酒田市の最上位計画である酒田市総合計画、総合計画の理念を環境面から実現するための酒田市環境基本計画、環境基本計画の目標のうち、「ごみの減量、適正処理、リサイクル」に焦点を当て、ごみの減量目標、資源化率の目標、具体的な分別方法などを定め、市民・事業者・行政が一体となって進めることを目指し、定めるものが「酒田市ごみ処理基本計画」です。

なお、本計画では、食品ロスの削減によりさらなるごみの減量につなげていくことを目的として「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「酒田市食品ロス削減推進計画」を含むものとします。



1. 3 計画の期間

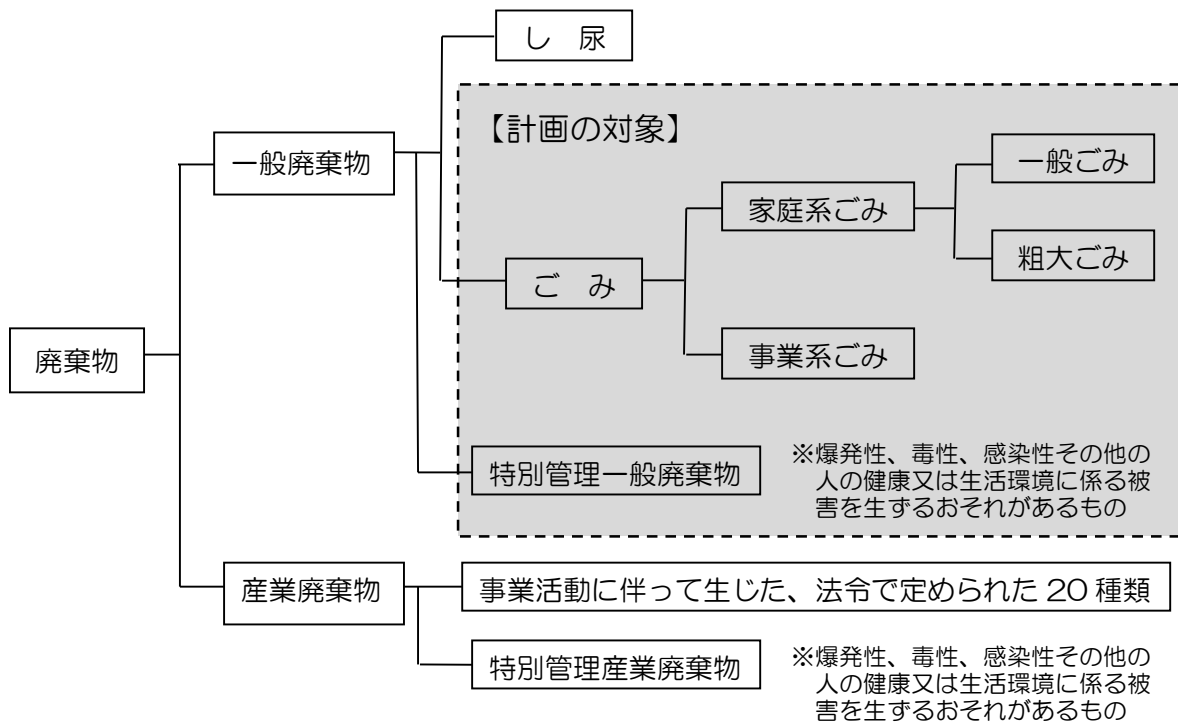
本計画の計画期間は、令和8年度を初年度とした11年間とし、令和12年度を中間年度、令和18年度を目標年度とします。

なお、社会情勢に大きな変化や国・県における制度の大幅な変更があった場合には、随時見直しを行うものとします。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
前計画	計画実施期間										目標年度
計画改訂	初年度				中間年度						

1. 4 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等のうち、一般廃棄物の「ごみ」及び「特別管理一般廃棄物」とします。



第2章 現状と課題

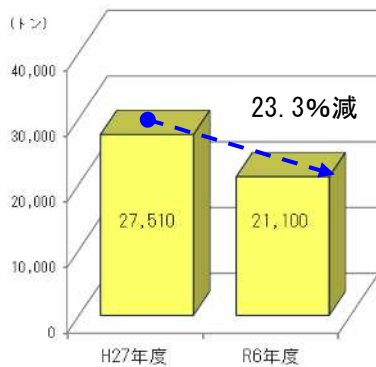
2.1 前酒田市ごみ処理基本計画

(1) 「前酒田市ごみ処理基本計画」における目標値

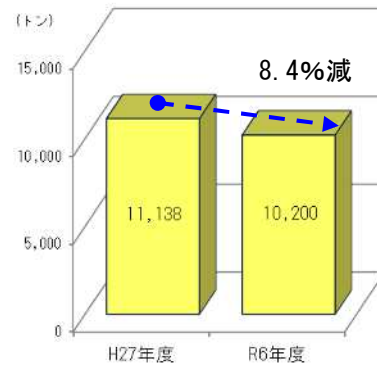
令和6年度を目標年度とし、平成27年度に改訂した前計画では、次の目標を設定しました。

※令和6年7月25日からの大雨による災害の発生で計画期間を1年延長したことにより、令和7年度を最終的な目標年度としています。

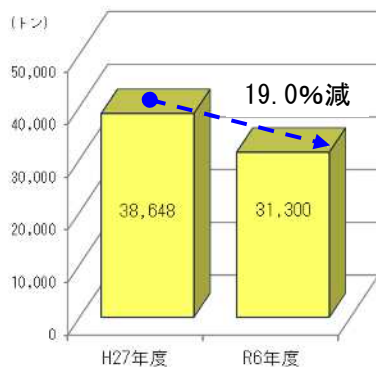
【①家庭系ごみ排出量】



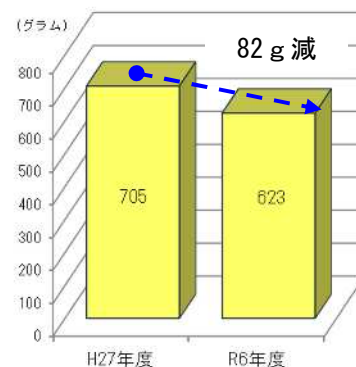
【②事業系ごみ排出量】



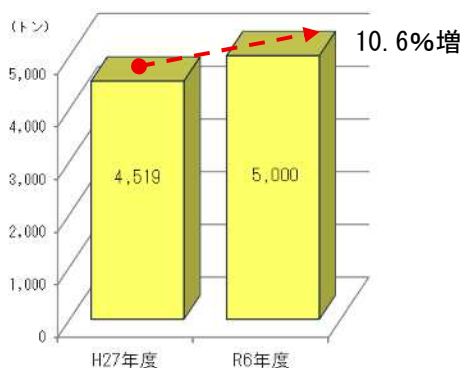
【③家庭系・事業系ごみ排出量】



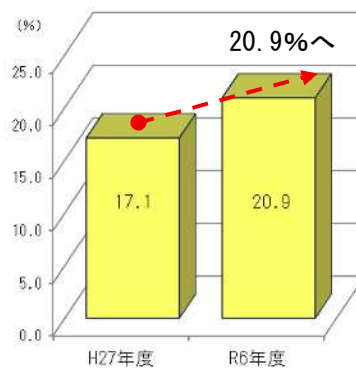
【④1人1日当たり家庭系ごみ排出量】



【⑤資源回収量】



【⑥リサイクル率】



(2)「前酒田市ごみ処理基本計画」における実績値

酒田市におけるごみ排出量実績値（平成27年度～令和6年度）											
年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家庭系 ごみ (t)	目標値	27,510	26,798	26,086	25,374	24,661	23,949	23,237	22,525	21,812	21,100
	実 績	28,167	27,676	27,264	26,194	25,583	25,009	23,990	23,437	21,749	21,512
事業系 ごみ (t)	目標値	11,138	11,033	10,929	10,825	10,721	10,617	10,513	10,408	10,304	10,200
	実 績	11,196	11,134	11,466	11,909	12,426	11,587	12,000	11,861	11,443	12,956
家庭系 ・事業系 ごみ (t)	目標値	38,648	37,831	37,015	36,199	35,382	34,566	33,750	32,933	32,116	31,300
	実 績	39,363	38,810	38,730	38,103	38,009	36,596	35,991	35,297	33,191	34,468
1人1日 当たり 家庭系 ごみ (g)	目標値	705	696	687	678	668	659	650	641	632	623
	実 績	720	717	714	696	688	682	664	657	618	625
資源回収 (t)	目標値	4,519	4,572	4,626	4,679	4,733	4,786	4,840	4,893	4,947	5,000
	実 績	4,093	3,913	3,825	3,696	3,529	3,292	3,263	3,513	3,236	3,183
リサイク ル率 (%)	目標値	17.1	17.5	17.9	18.2	18.6	19.1	19.5	19.9	20.4	20.9
	実 績	16.1	15.4	15.8	15.6	15.7	15.6	15.9	16.4	16.5	15.0

※色付きのセルの数値は目標を達成していない年度

家庭系ごみ：ごみステーションから回収されたごみ（紙類資源を除く）及び粗大ごみ

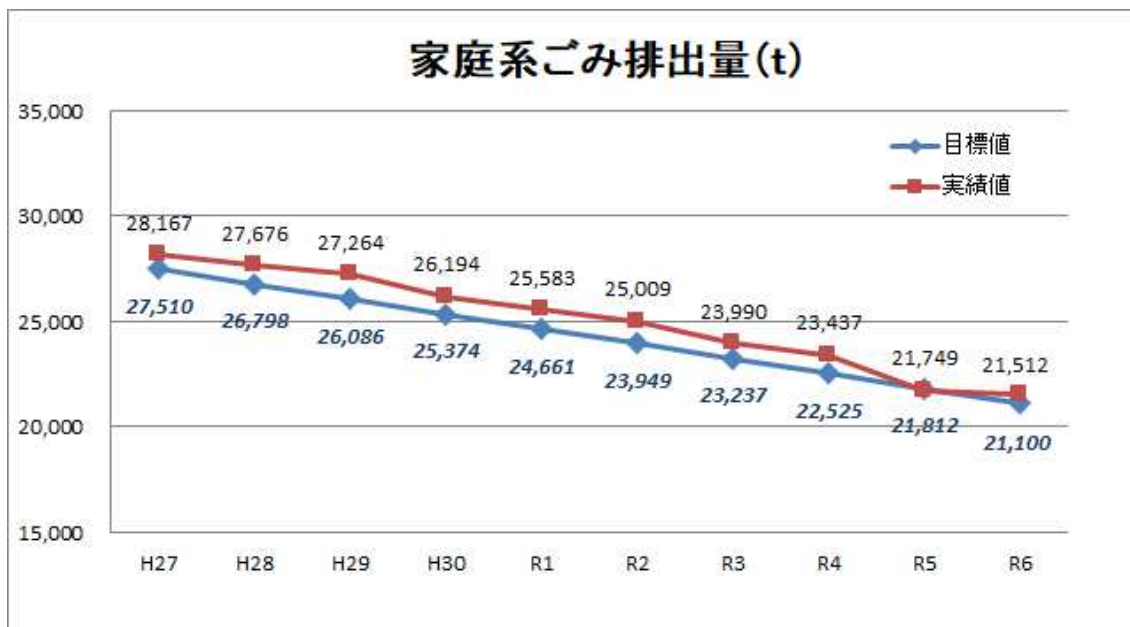
事業系ごみ：ごみ処理施設（広栄町・北沢）に持ち込まれたごみ

資源回収：集団資源回収、資源ステーション回収、ごみステーションから回収された紙類資源、店頭での飲料用紙パック、白色・透明トレイの回収

※令和4年度から、資源回収量とリサイクル率の積算に店頭での古紙、缶類、ペットボトルの回収量を加えています。

(3) 目標の達成状況

①家庭系ごみ排出量

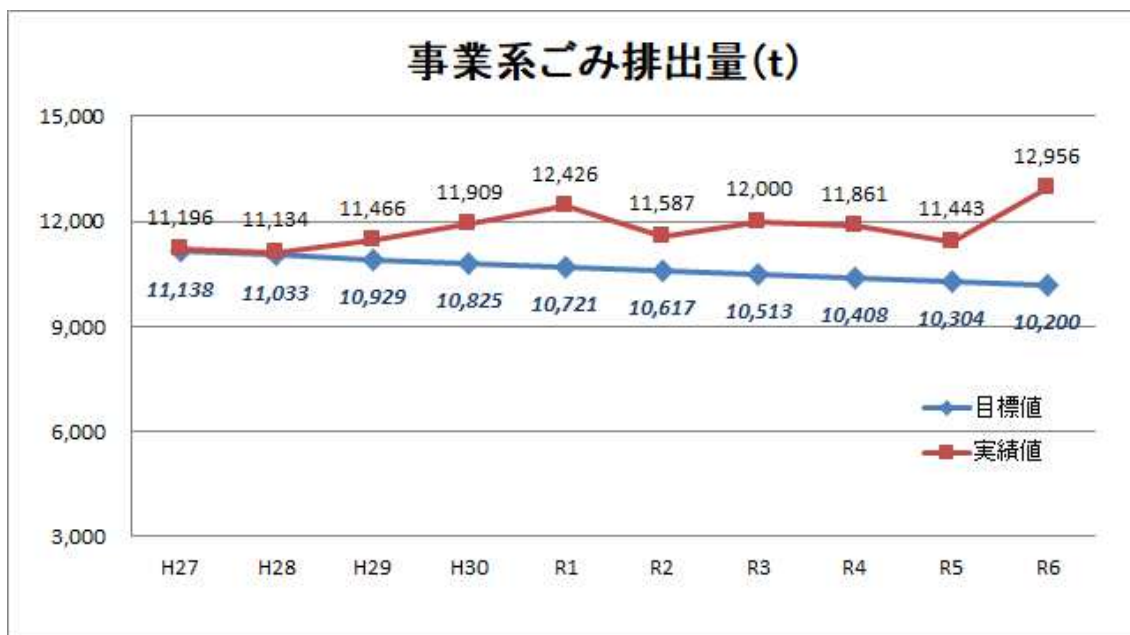


年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	27,510t	24,661t	21,100t
実 績 値	28,167t	25,583t	21,512t

家庭系ごみ排出量は平成 27 年度以降減少を続けており、令和6年度においては 21,100 t の目標に対して 21,512 t でした。

計画期間内で見ると、これまで令和5年度のみが目標を達成しているにとどまっているため、目標達成に向けて紙類資源としての分別等、さらなる減量の取組が必要です。

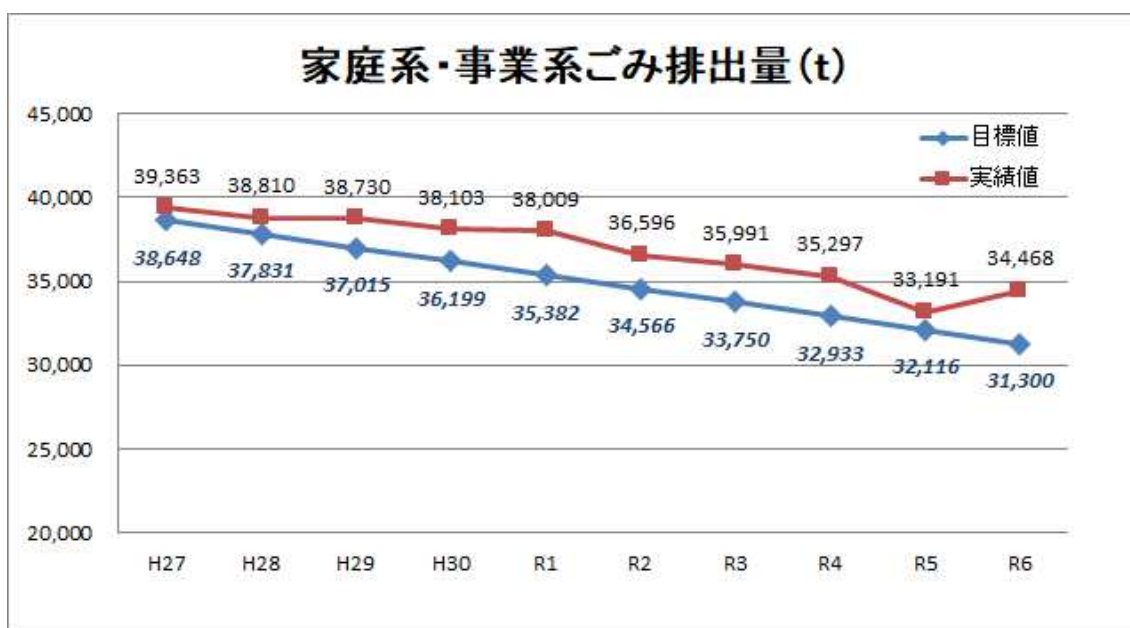
②事業系ごみ排出量



年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
目 標 値	11,138t	10,721t	10,200t
実 績 値	11,196t	12,426t	12,956t

事業系ごみ排出量は平成 29 年度以降、実績値が目標値を 500 t 以上上回っています。令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害で、災害廃棄物が事業系ごみとして多数排出されたことが、計画期間の中でも令和 6 年度が一番多くなる要因につながりました。事業系ごみの排出は、主に経済活動に伴うものであることから、一般廃棄物の発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のほか、資源物への分別徹底等を各事業者との協力により推進することが必要です。

③家庭系・事業系ごみ排出量

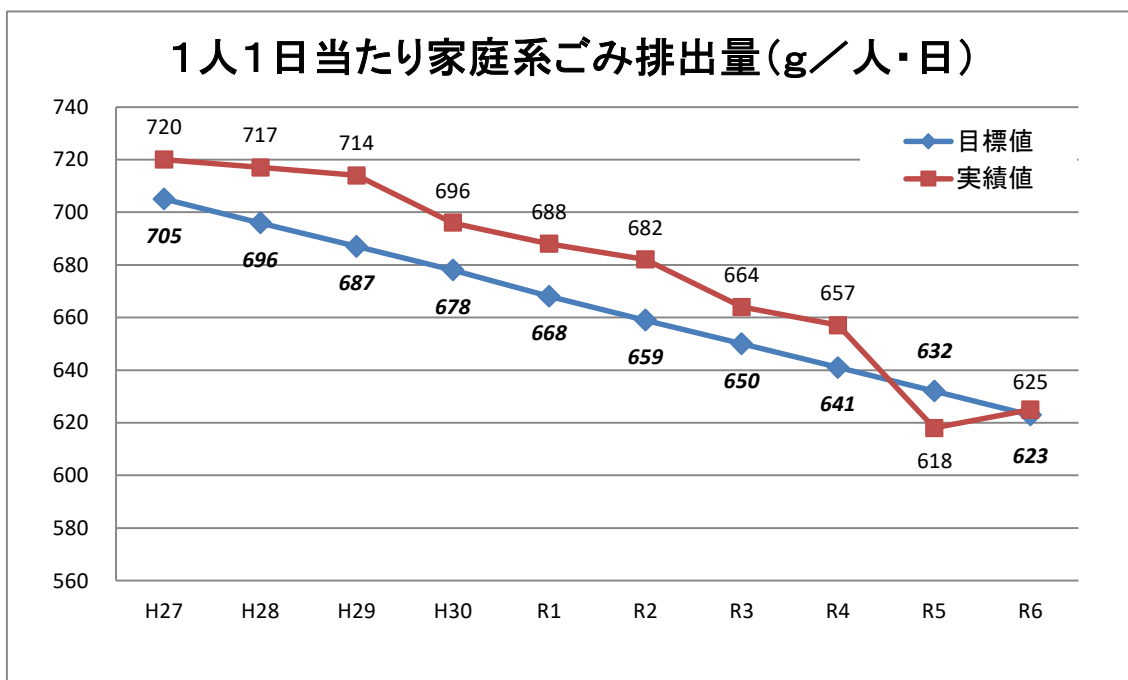


年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	38,648t	35,382t	31,300t
実 績 値	39,363t	38,009t	34,468t

家庭系と事業系を合わせたごみ排出量は、平成 27 年度以降ゆるやかに減少を続けていましたが、令和 6 年度では、目標値 31,300 t に対して実績値は 34,468 t でした。

令和 6 年度は 7 月 25 日に発生した大雨による災害の影響もあり、前年度を上回る排出量となりましたが、引き続き減量を図ることが必要です。

④ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量



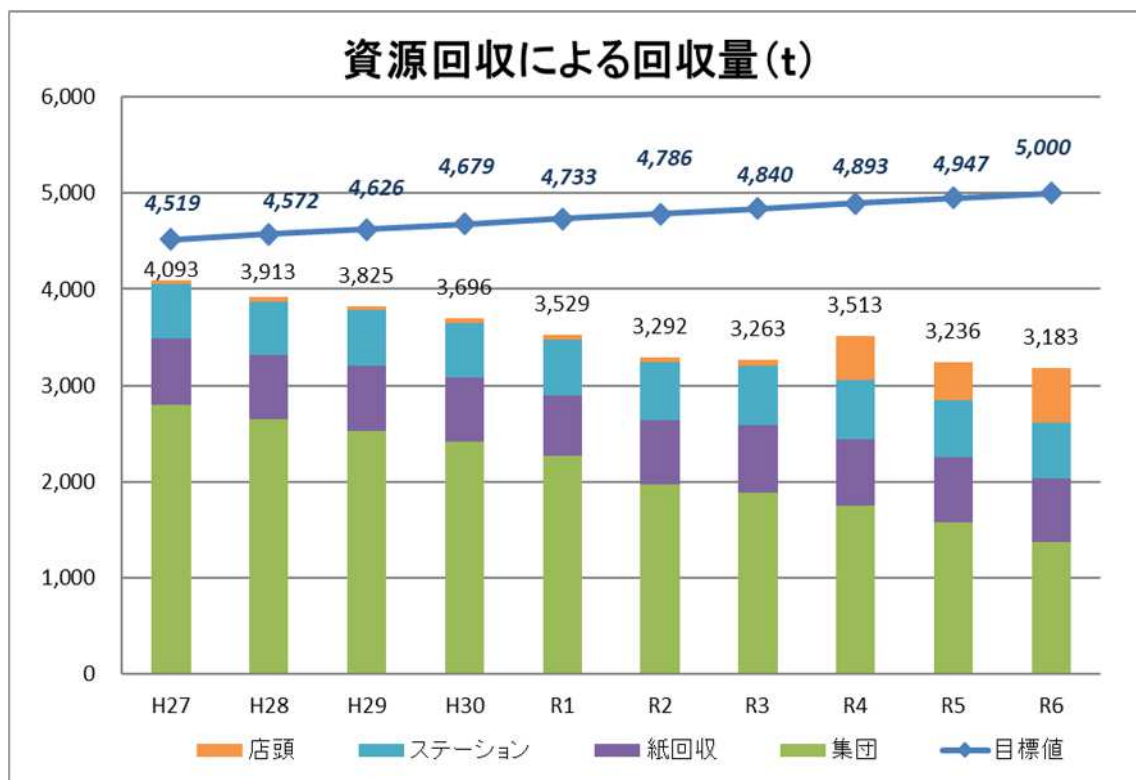
※ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量÷人口÷年間日数

年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	705g	668g	623g
実 績 値	720g	688g	625g

令和6年度1人1日当たり家庭系ごみ排出量は625gで、平成27年度と比較すると95gの減量となっています。

令和5年度は実績値が目標値を下回り目標達成となりましたが、令和6年度は目標値を2g上回りました。

⑤資源回収による回収量



※資源回収＝集団資源回収＋資源ステーション回収＋ごみステーションでの紙類資源回収＋飲料用紙パック、食品トレイ（白色・透明）などの店頭回収

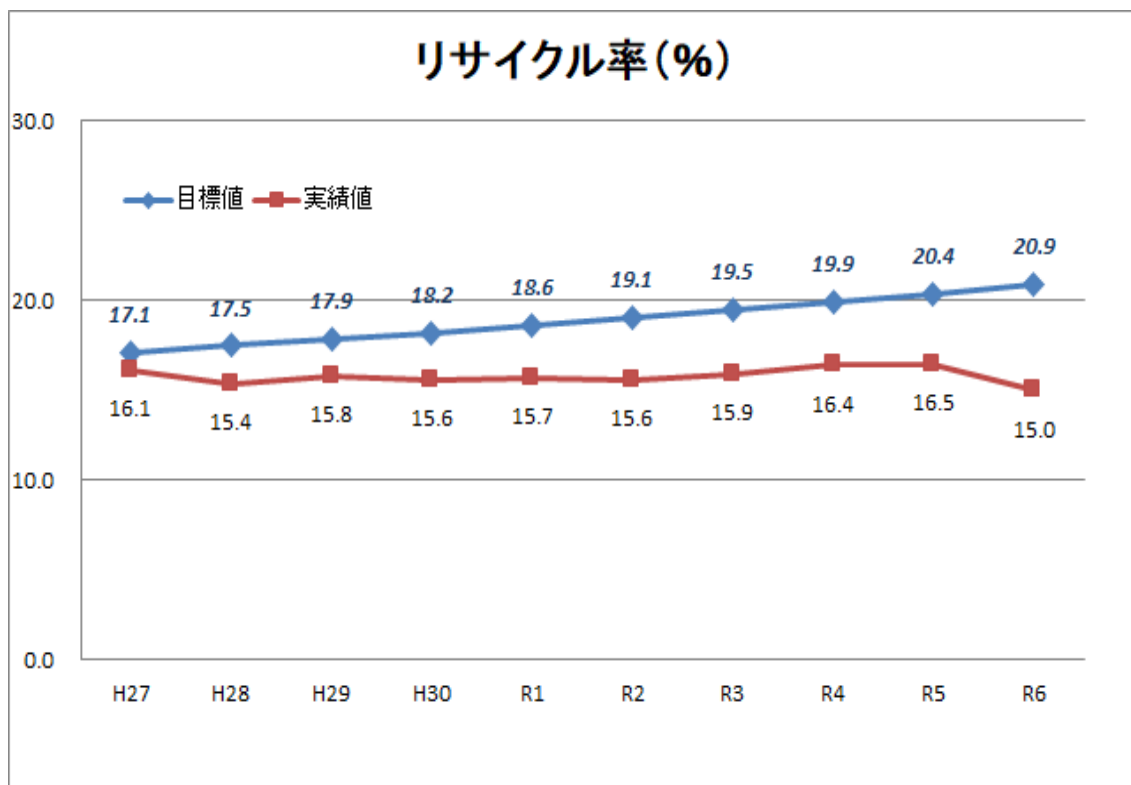
年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	4,519t	4,733t	5,000t
実 績 値	4,093t	3,529t	3,183t

資源回収量は平成 27 年度以降減少が続いていますが、令和4年度から店頭回収量に古紙、缶類、ペットボトルの回収量を加えたことから、令和4年度は一時的に増加しています。

近年は自治会や子ども会をはじめとする集団資源回収の担い手が減少していることで、集団資源回収量の減少が目立っています。

資源回収量に占める割合は新聞紙や段ボールの割合が高いですが、もやすごみに含まれる雑がみなどの回収量の増加や、飲料用紙パック、食品トレイ（白色・透明）を中心とした店頭回収量を増加させていくことが必要です。

⑥リサイクル率



※リサイクル率 = $\frac{\text{資源化量 (資源回収量 + 組合施設での資源化量 (中間処理後再生利用量 + 溶融スラグの量))}}{\text{ごみ総排出量 (家庭系ごみ、事業系ごみ、資源回収の計)}} \times 100$

年 度	平成 27 年度	令和元年度	令和6年度
目 標 値	17.1%	18.6%	20.9%
実 績 値	16.1%	15.7%	15.0%

リサイクル率は平成 27 年度以降減少傾向にあります。

資源回収量も平成 27 年度以降減少傾向にあることが、リサイクル率の低下の原因となっています。

※令和 4 年度から資源回収量に古紙、缶類、ペットボトルの店頭回収量を加えています。

2. 2 食品ロスに関する現状

日本では、食品廃棄物等の発生の抑制を含む食品循環資源の再生利用等を推進するため、平成 12 年に制定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく国、自治体、事業者等による取組とともに、特に食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）については、令和元年に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく食品ロスの削減の取組が国民運動として進められています。

環境省は令和 7 年 6 月、家庭系食品ロスについては市町村に対する実態調査等をもとに、事業系食品ロスについては食品リサイクル法に基づく事業者からの報告等をもとに、令和 5 年度の食品ロス量は約 464 万トン（うち家庭系は約 233 万トン、事業系は約 231 万トン）と推計されることとした報道発表を行いました。

山形県では、食品ロス削減推進法施行以前である平成 28 年度から、食品ロスの削減を「ごみゼロやまがた県民運動」の柱の一つとして位置付け、食べきり運動などに係る周知啓発を行ってきました。特徴的な運動として、県内の飲食店や宿泊施設、小売店、スーパーを対象に、食品ロスやごみの削減、リサイクルに取り組むお店を募集して「もったいない山形協力店」として登録して、県ホームページで紹介する取組があります。

食品ロスの削減からごみの減量につなげていくためにも、本市においても前出の「もったいない山形協力店」の募集拡大や、家庭系、事業系それぞれの食品ロス削減に向けた対応が必要となっています。

2. 3 ごみ処理の体制

(1) 収集運搬

酒田市でのごみの区分と収集回数、収集方法は次のとおりです。

○ごみステーション（粗大ごみ除く）

区 分	酒田地区	八幡地区	松山地区	平田地区
もやすごみ 廃食用油	2回/週			
埋立ごみ	7~9回/年	3回/4か月		
資源物	2回/5週	1回/月		
ペットボトル	2回/5週	1回/月		
粗大ごみ	随時（事前申込による個別収集・自分で持込み）			
紙類資源	1回/月	1回/2月	1回/月	
水銀使用廃製品	2~3回/年	1回/4か月		

※収集は委託。令和2年度から水銀使用廃製品の分別を開始。

※回収された廃食用油については、飼料用油脂として再資源化しています。

○資源ステーション（※収集は委託）

市内9ヶ所に設置した資源ステーションで、紙類・びん類等を収集しています。

(2) 中間処理

施設名	処理物	能 力	竣工
ごみ処理施設	もやすごみ	196 t/日 (98 t/日×2基)	平成 14 年
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	12 t/日	平成 14 年
リサイクルセンター	資源物 ペットボトル 埋立ごみ	40 t/日	平成 元 年

※運営は酒田地区広域行政組合。

(3) 最終処分

(令和7年3月31日現在)

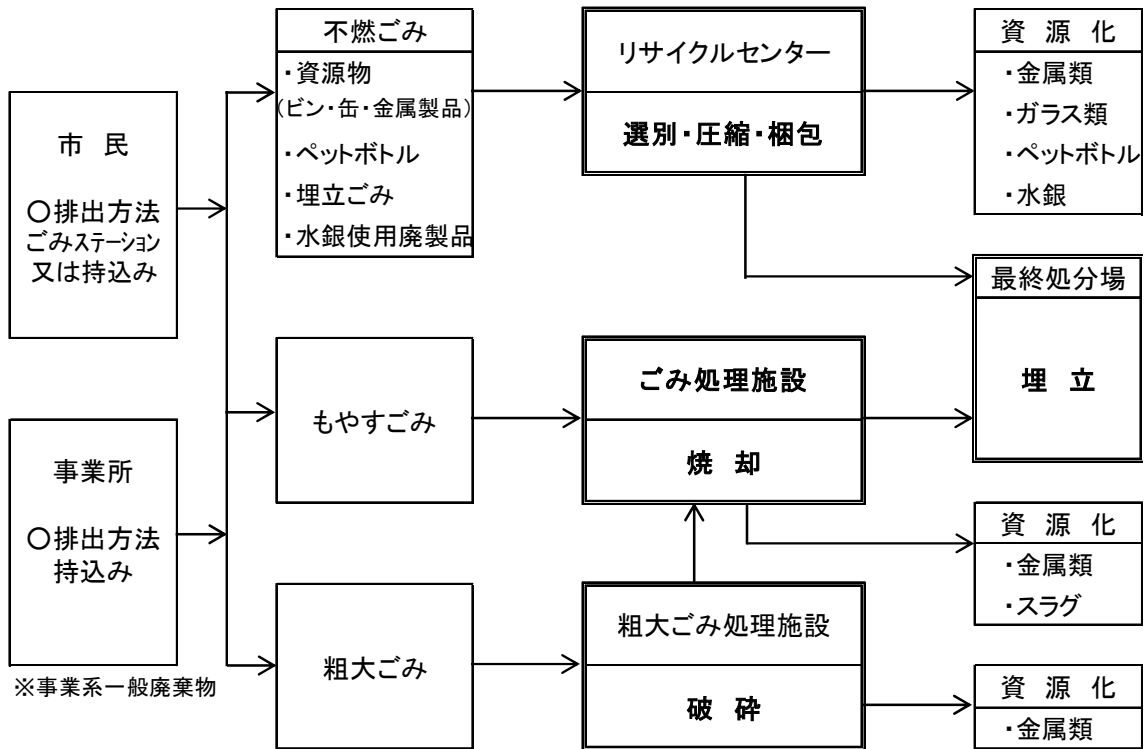
施設名	所 管	埋立容量	残容量	使用開始
北沢最終処分場	酒田地区広域行政組合	368,027 m ³	41,851 m ³	平成 3 年
新林最終処分場	酒田市環境衛生課	461,087 m ³	44,624 m ³	昭和 54 年

※北沢最終処分場は、埋立ごみ及び中間処理後の残渣物を埋立処分する施設。

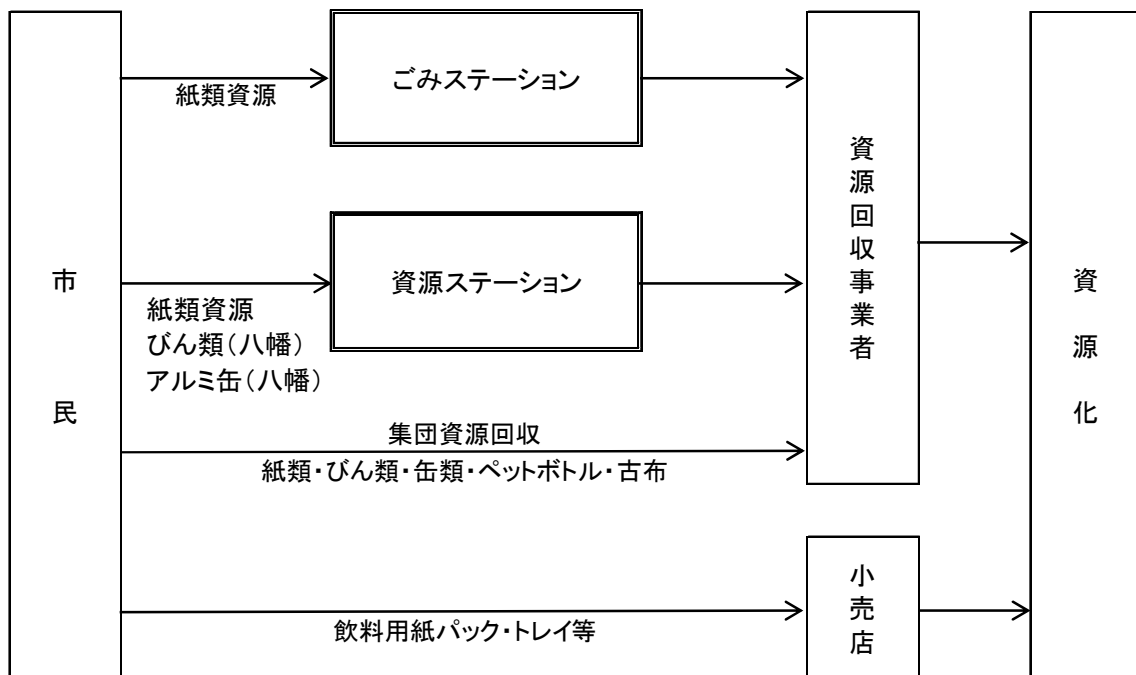
※新林最終処分場は、北沢最終処分場で受け入れない処理困難物を埋立処分する施設。

2. 4 ごみ処理の概要

(1) ごみ処理



(2) 資源回収



2. 5 ごみ減量化への具体的な取組の実績

(1) 紙類資源回収事業

資源ステーションを利用した回収のほか、ごみステーションでの分別回収及び集団資源回収でも、紙類資源の回収を行っています。

紙類資源回収量			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源ステーション	620 t	583 t	583 t
ごみステーション	691 t	675 t	660 t
集団回収	1,701 t	1,544 t	1,339 t
合計	3,012 t	2,802 t	2,582 t

(2) 資源再利用運動事業報償金

集団資源回収に取り組んでいる団体に報償金を交付しています。

取組実施団体数		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
442 団体	442 団体	439 団体

(3) 生ごみ処理機等普及事業

コンポスト、電動式生ごみ処理機の購入者へ補助金を交付してきましたが、生ごみ処理機の普及が進んだことにより令和6年度で事業を終了しました。

生ごみ処理機補助件数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト	16 件	7 件	7 件
電動式処理機	6 件	12 件	5 件
合計	22 件	19 件	12 件

(4) 使用済小型家電の回収事業

平成 27 年度から使用済み小型家電の回収を行っています。

使用済小型家電の回収量			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小型家電	8,608 kg	6,356 kg	7,620 kg
水銀使用廃製品	654.7 kg	1,011.3 kg	750.2 kg

(5) 古着の回収事業

平成 29 年度から小型家電の回収に合わせて古着の回収を行っています。

古着の回収量		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
9,460 kg	7,050 kg	6,300 kg

(6) ごみステーション整備支援事業

ごみステーションを整備する自治会へ補助金を交付しています。

ごみステーション整備補助件数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみステーション整備	7件	8件	8件

(7) 施設見学の実施

ごみ処理の実態を周知するため、酒田地区広域行政組合において施設見学を実施しています。

施設見学者（酒田市、庄内町及び遊佐町）						
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
一般	9件	121人	7件	116人	6件	61人
小学校	30件	899人	27件	979人	28件	935人
合計	39件	1,020人	34件	1,095人	34件	996人

(8) ごみ研修会・出前講座の実施

ごみ減量化、リサイクル意識の啓発のため、各種研修会等を開催しています。

ごみ研修会・出前講座等開催回数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
早朝ごみ出し指導	8回	8回	8回
ごみ分別研修会	4回	5回	4回
出前講座	11回	11回	10回

(9) ごみ分別情報の周知

ごみの減量化・リサイクル・適正分別等を啓発するため、情報誌の配布や広報、ホームページ、LINE を使った分別方法の周知を実施しています。

(10) ごみルール酒田カレンダーの配布

ごみの収集日と分別区分を掲載したカレンダーを作成し、毎年度各家庭に配布しています。

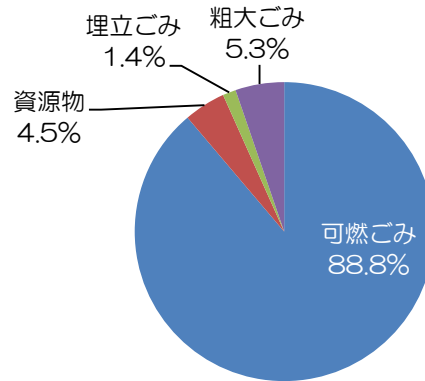
(11) 粗大ごみ等の処理手数料の改定

粗大ごみ等の収集運搬時における処理手数料については、令和元年9月まで限度額として2,000円であったものを、同年10月から限度額として4,000円に改定しました。

酒田地区広域行政組合ごみ処理施設に持ち込まれるごみ処理手数料が、令和8年4月から10キログラムまでごとに従来の150円から180円に改定されることに伴い、本市の粗大ごみ等の処理手数料についても見直ししていきます。

2. 6 ごみの組成の現状

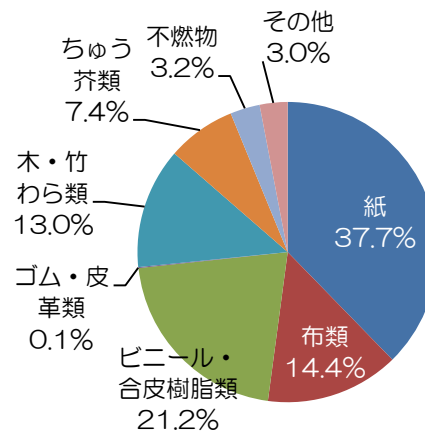
令和5年度に排出されたごみの構成割合は、可燃ごみが88.8パーセントを占めています。(家庭系、事業系ごみ)



■ごみ別構成割合（令和5年度）

出典：酒田地区広域行政組合「令和5年度ごみ・し尿搬入量調べ」

ごみ総量の大部分を占める可燃ごみの組成を見てみると、「紙類」の占める割合が37.7パーセントと最も高く、次いで「ビニール・合皮樹脂類」が21.2パーセントを占めています。

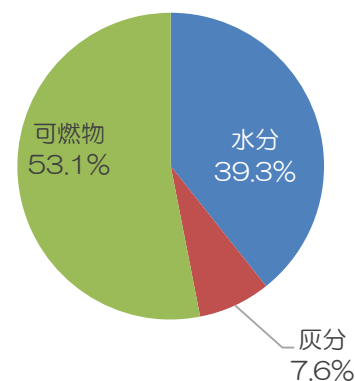


■可燃ごみ組成分類（令和5年度）

※搬入された可燃ごみの水分を除いた状態での割合

出典：酒田市環境衛生課「令和5年度家庭系可燃ごみ質分析結果報告書」

可燃ごみを「可燃分・水分・灰分」の3成分で見ると、水分が39.3パーセントを占めていて、その多くは生ごみによるものと考えられます。



■可燃ごみ3成分（令和5年度）

※搬入されたままの状態での成分

出典：酒田市環境衛生課「令和5年度家庭系可燃ごみ質分析結果報告書」

2. 7 課題

(1) ごみの減量

山形県が取りまとめた「令和5年度市町村別ごみの排出量」によると、酒田市は、市民1人1日当たりの家庭系のごみ排出量が県内13市で最多となっています。市民一人ひとりが、ごみの減量に関心を持ち、取組を進める必要があります。特に、組成割合の結果からも分かるとおり、排出される可燃ごみの約4割は生ごみなどの水分で占められています。水分を含んだごみの焼却には多く燃料を必要としますが、しっかり水切りされたごみは燃えやすいため処理費用が削減できます。また処理施設にかかる負担も減らすことができるため、今ある施設を長く使うことができます。

家庭から出る生ごみについて、水切りの徹底や堆肥化などにつなげていく取組を周知していく必要があります。

(2) ごみの資源化

ごみ総量の約9割は可燃ごみです。可燃ごみの中身は紙類の占める割合が高いことから、この紙類を資源ステーションや紙類資源の回収日にごみステーションへ排出するか、集団資源回収に提供するなどして分別に注意を払い、資源として再利用する必要があります。

(3) ごみ分別の細分化

可燃ごみの中には紙類のほか、布類やプラスチックが含まれていますが、今後、プラスチック資源循環法の施行により、分別品目の見直しと、プラスチックごみの再資源化について、具体的な実施の検討が必要です。

また、近年利用が進んでいるリチウム蓄電池及びその使用製品の分別収集や適正処理についても検討していく必要があります。

(4) 事業系ごみの減量化

事業系の可燃ごみにも多くの紙類が含まれています。事業所から排出される紙類についても資源化を推進し、減量化につなげるよう周知を図る必要があります。

(5) 家庭系ごみ有料化の検討

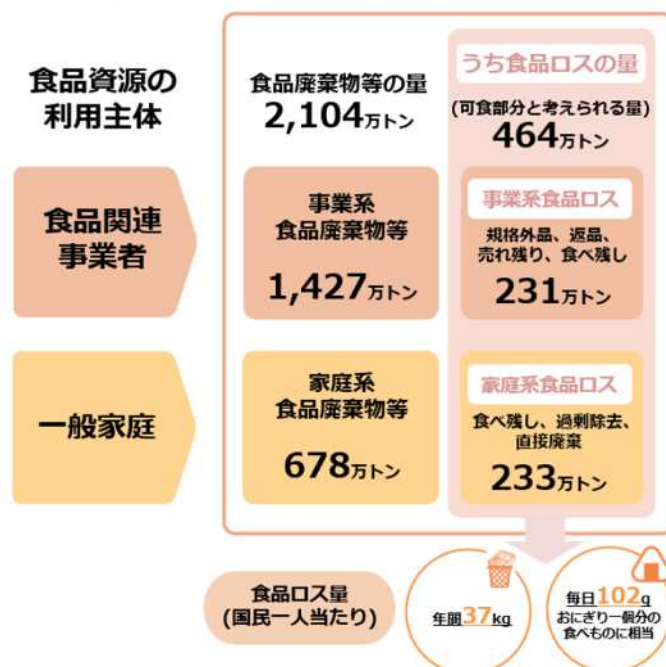
ごみの排出量に応じた負担の公平化、発生抑制、再利用やリサイクルの推進及び市民の意識改革を進めるため、家庭系ごみの有料化について検討を進めていく必要があります。

(6) 食品ロス削減

全国における令和5年度の食品ロス量は464万トンと推計されていますが、国民一人当たりの食品ロス量は1日102gとなり、全ての国民が、毎日おにぎり1個分に近い量の食品を食べずに捨てている計算になります。

食品には、消費者の手元に届くまでに肥料・飼料の製造、生産に要する労働力、加工、包装、運搬などのエネルギーが掛けられています。それにもかかわらず食べられる食品を廃棄することは、もったいないことであるとともに、無駄な処理費用の支出やCO₂の発生などといった環境負荷にもつながるため大きな課題となっています。

食品廃棄物と食品ロスの定義



出典：令和7年度版食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）

第3章 計画の方向性及び施策

3.1 基本目標

本計画は、酒田市の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

酒田市では、先人から受け継がれた豊かな自然を守り、市民と自然が共に生きる環境を維持するため、環境にやさしい循環型社会の実現と、そのために、みんなが参加し行動する環境づくりを目指します。

本計画における基本目標

次世代へつなぐ地域循環のまち

～ごみ減量 みんなで進める4R～

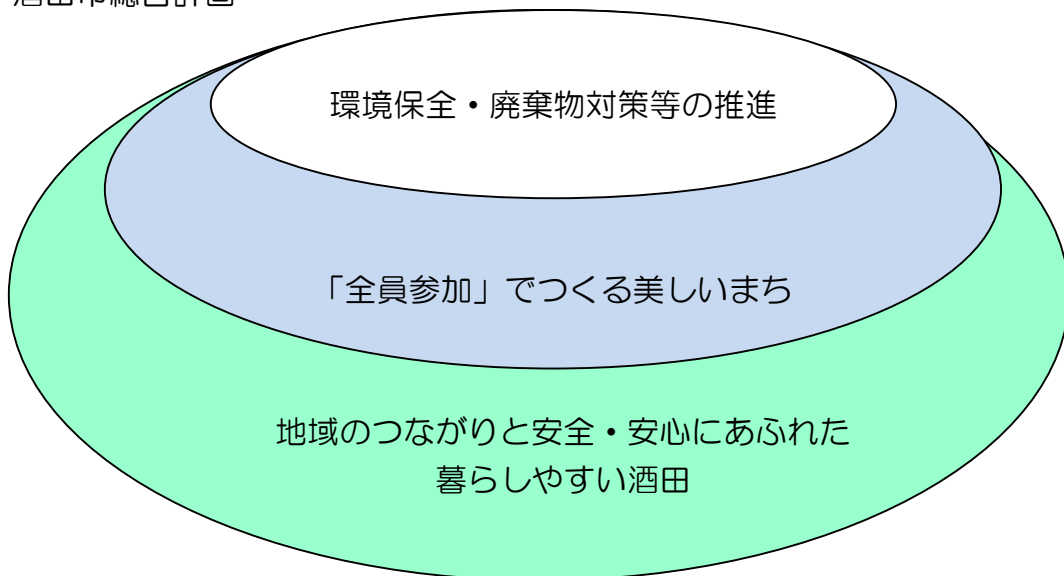
※4R：発生回避（Refuse）・発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle）

酒田市環境基本計画



【循環型社会】限りある資源を有効利用するまち

酒田市総合計画



3. 2 基本方針

環境にやさしい循環型社会を市民のみんなでつくり上げるため、以下の基本方針を定めます。

(1) 4Rの推進

①発生回避／Refuse（リフューズ）

リフューズとは、ごみになるものを最初から受け取らないようにすることです。必要のないものを受け取らない、過剰包装を断るなどの行動でごみの発生を根本的に防ぎます。

②発生抑制／Reduce（リデュース）

リデュースとは、そもそもごみになるものをできるだけ出さないようにすることです。食品ロスの削減や使い捨てを止める活動に取り組み、ごみの発生量を減らします。

③再使用／Reuse（リユース）

リユースとは、一度使った物を捨てずに、もう一度使うことです。出来る限り再使用する活動に取り組み、ごみの発生量を減らします。

④再生利用／Recycle（リサイクル）

リサイクルとは、使い終わったものを一度壊し、材料としてもう一度新しいものを作ることです。ごみの分別を徹底して資源物を回収し、再資源化を推進することでごみの発生量を減らします。

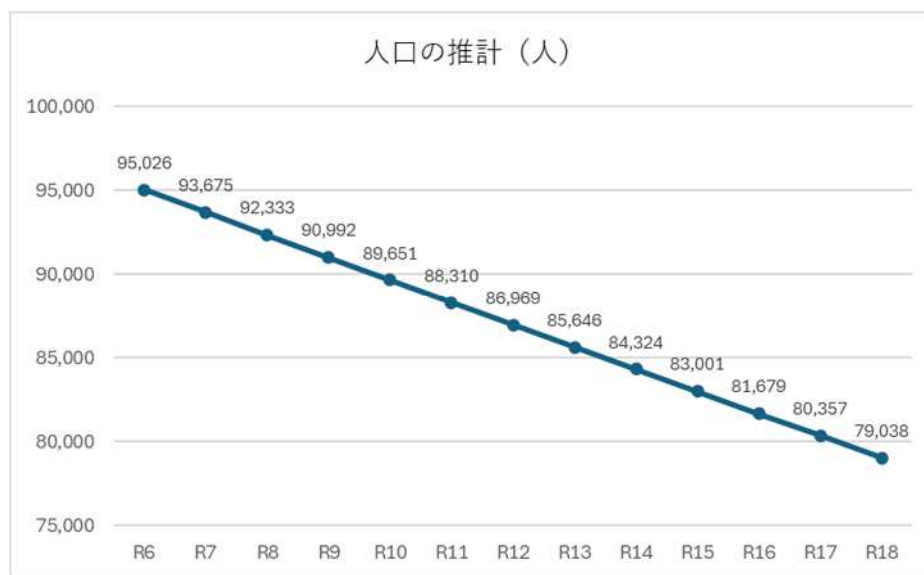
(2) ごみの適正処理の推進

ごみの分別、収集、運搬、処分については関係法令の遵守はもとより、安全性に十分配慮します。また、不法投棄を防止するため、地域と一体となった活動を展開します。

3. 3 人口・ごみ排出量の推計

(1) 人口の推計

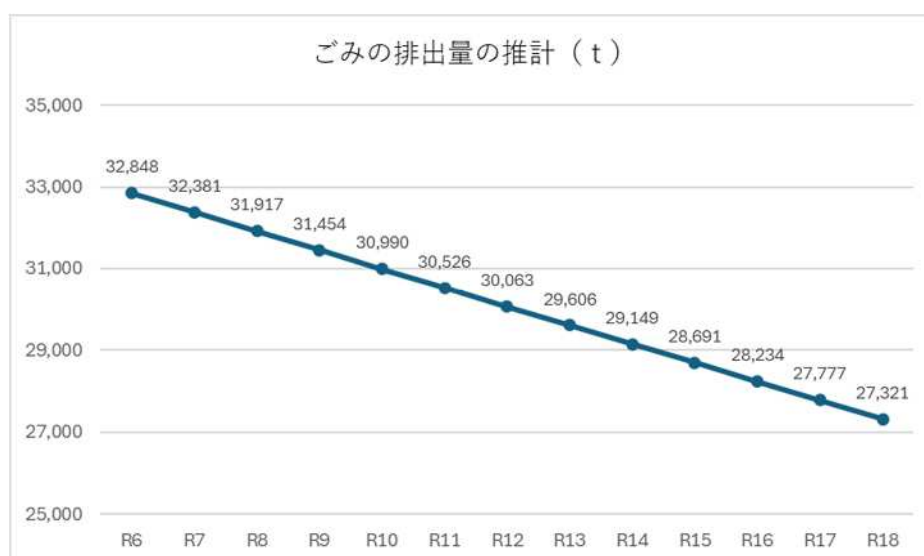
本市の将来人口は漸減傾向が続き、令和 12 年には 86,969 人、令和 18 年には 79,038 人へ減少すると推計されます。



※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5年度)より

(2) ごみ排出量の推計 (家庭系、事業系ごみ排出量)

人口の減少にともない、ごみの排出量も減少していくと推計されます。



$$\text{※ごみ排出量} = \frac{\text{令和6年度家庭系、事業系ごみ排出量}}{\text{令和6年度人口}} \times \text{推計人口}$$

3. 4 計画の目標値

(1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

山形県では、令和3年3月に策定した第3次山形県循環型社会形成推進計画で、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を、平成30年度の528グラムから目標年度の令和12年度までに120グラム減量し、408グラムとする目標を定めています。

酒田市では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の算定方法を見直し、令和6年度の排出量を571グラムとします。

これを目標年度の令和18年度までに山形県と同じ120グラム減量し、451グラムを目標とします。

項目	現状 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標 (令和18年度)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	571グラム*	511グラム	451グラム

1人1日あたり家庭系ごみの定義について

新酒田市ごみ処理基本計画（計画期間:令和8年度～令和18年度）から、「家庭系ごみ」の定義については、これまでの家庭系ごみである、ごみステーションから回収されたごみ（紙類資源を除く）に粗大ごみを加え「生活ごみ」と定義し直し、この分から資源として回収されるものを除いたものを位置付けます。

（参考）これまでの「家庭系ごみ」の定義で算定された場合の令和6年度の「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は、625gとなります。

※1人1日当たり家庭系ごみ排出量：

(生活ごみ－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの) ÷ 人口
÷ 年間日数

※令和6年度1人1日当たり家庭系ごみ排出量：

(21,512 t－1,280 t (資源ごみ及びびペットボトル)－29 t (水銀ごみ)
－18 t (粗大ごみの有価物)－531 t (溶融スラグ)) ÷ 94,336 人 ÷ 365 日

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、令和 18 年度における 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 451 グラムから割り出し、令和 6 年度における資源として回収されるものを除いた排出量 19,654 トンから 6,654 トン減量し、令和 18 年度における排出量を 13,000 トンとします。

項目	現状 (令和 6 年度)	中間目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 18 年度)
家庭系ごみ排出量	19,654 トン	16,327 トン	13,000 トン

※令和 18 年度家庭系ごみ排出量：

家庭系 1 人 1 日排出量 (451 g) × 令和 18 年度人口 (79,038 人) × 365 日

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、令和 6 年度における排出量 12,956 トンから 1,956 トン減量し、令和 18 年度における排出量を 11,000 トンとします。

項目	現状 (令和 6 年度)	中間目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 18 年度)
事業系ごみ排出量	12,956 トン	11,978 トン	11,000 トン

※令和 18 年度事業系ごみ排出量：事業系ごみ排出量 (12,956 t) × 0.85

(4) 家庭系・事業系ごみ排出量

家庭系のごみと事業系のごみを合わせた排出量は、令和 6 年度における排出量 32,610 トンから 8,610 トン減量し、令和 18 年度における排出量を 24,000 トンとします。

項目	現状 (令和 6 年度)	中間目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 18 年度)
家庭系・事業系ごみ排出量	32,610 トン	28,305 トン	24,000 トン

※令和 18 年度家庭系・事業系ごみ排出量：

家庭系ごみ (13,000 t) + 事業系ごみ (11,000 t)

(5) 資源回収による回収量

資源回収（集団資源回収、資源ステーション回収、ごみステーションから回収された紙類資源、店頭での飲料用紙パック、白色・透明トレイ等の回収）による回収量は、人口減少やデジタル化による紙類の減少が続く中、ごみの減量とリサイクル率の向上を図るため、令和6年度の回収量 3,183 トンと同じ水準である 3,200 トンとします。

項目	現状 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標 (令和18年度)
資源回収による回収量	3,183 トン	3,200 トン	3,200 トン

(6) リサイクル率

国のリサイクル率の目標は令和7年度で 26 パーセント、山形県は 23 パーセントとなっています。

しかし、本市においては年々減少傾向にあり、平成 27 年度以降 15 パーセント台から 16 パーセント台で推移していますが、将来的なプラスチックごみの再資源化に向けた具体的な実施の検討が必要となっていることを踏まえ、令和 18 年度におけるリサイクル率の目標を 18.0 パーセントとします。

項目	現状 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	目標 (令和18年度)
リサイクル率	15.0 パーセント	16.0 パーセント	18.0 パーセント

※リサイクル率：総資源化量（資源回収量＋中間処理後再生利用量＋溶融スラグの量）

÷ごみ総排出量（家庭系・事業系ごみ排出量＋資源回収量）×100

※令和 18 年度リサイクル率：総資源化量（3,200 t＋1,000 t＋800 t）

÷ごみ総排出量（24,000 t＋3,200 t）×100＝18.4÷18.0%

※中間処理後再生利用量

酒田地区広域行政組合ごみ処理施設及びリサイクルセンターから資源回収されたビン、缶、ペットボトル、金属類で、令和 2 年度から令和 6 年度までの回収実績の推計から、令和 18 年度における目標を 1,000 t とします。

※溶融スラグの量

焼却炉から排出される灰を溶融した後に冷却して固化したもので、建設・土木資材として利用されます。令和 2 年度から令和 6 年度までの回収実績の推計から、令和 18 年度における目標を 800 t とします。

※出典：酒田地区広域行政組合「ごみ・し尿搬入量調べ施設集計表（令和 2～6 年度）」

（7）家庭系食品ロス発生量【新規】

食品ロスの削減に係る政府の目標は、令和 12 年度で、家庭系・事業系それぞれ平成 12 年度から半減させることとし、合計 489 万トンとなっています。これは、平成 29 年度の実績値（基準値）の 20.0%減に相当します。

本市では、国の実績値をベースとして、山形県の独自試算方法に基づき「家庭系食品ロス発生量」を目標として設定し、令和 18 年度における目標は 5,684 トンとします。

項目	本市基準値 (平成 29 年度)	中間目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 18 年度)
家庭系食品ロス発生量	8,031 トン	6,425 トン	5,684 トン

本市基準値の推計方法：酒田市の家庭系ごみ（粗大ごみは除く）×家庭系ごみに占める食品廃棄物の割合の全国平均

本市基準値の推計式：25,495 トン（H29 年度）×31.5 トン=8,031 トン

目標値の推計方法：本市基準値（H29 年度）から令和 12 年度まで削減の削減ペース（年 123.5 トン減）が持続すると仮定する。

目標値の推計式：8,031 トン－（123.5 トン×13 年）=6,425 トン

（8）最終処分場への埋立対象量【新規】

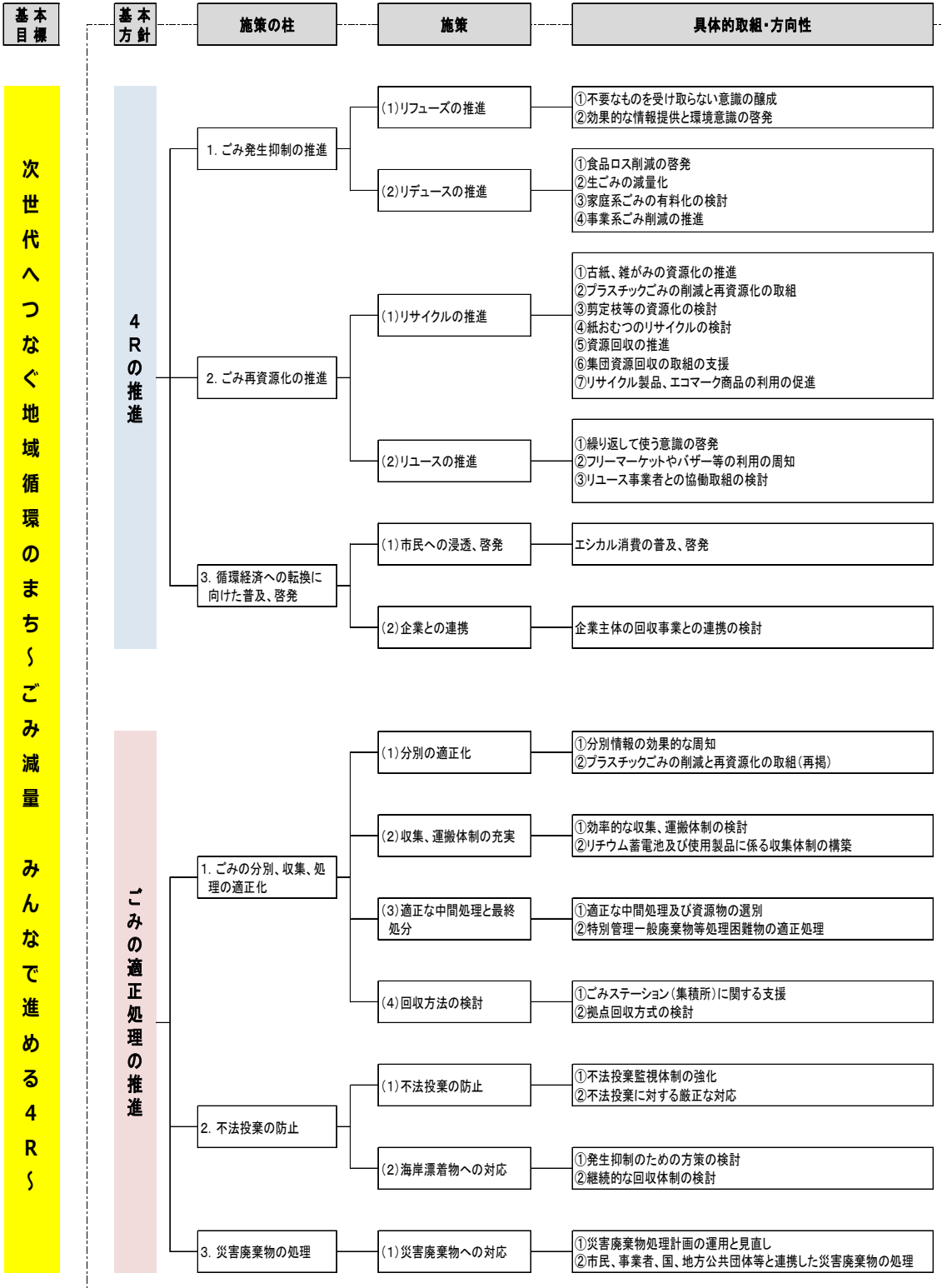
酒田地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分された処理灰や不燃物などの残渣の量について、令和 6 年度は構成 1 市 2 町合わせて 3,526 トンで、うち本市の量は 2,715 トンとなっています。

可燃ごみの排出量の削減や最終処分場の延命化を図るため、令和 6 年度の埋立対象量から 515 トン減量し、令和 18 年度における目標は 2,200 トンとします。

項目	現状 (令和 6 年度)	中間目標 (令和 12 年度)	目標 (令和 18 年度)
最終処分場への埋立対象量	2,715 トン	2,458 トン	2,200 トン

出典：酒田地区広域行政組合「一般廃棄物処理事業実態調査（令和 6 年度実績）用埋立量資料」

3. 5 施策の体系



3. 6 基本施策

【基本方針1】 4Rの推進

(1) ごみの発生抑制の推進

①リフューズ（Refuse）の推進

ア 不要なものを受け取らない意識の醸成

- レジ袋の受け取りを断り、どこでもマイバッグやマイカゴの持参を奨励します。
- コンビニエンスストアやスーパーマーケットでカトラリーやストローなどの使い捨ての提供品を、必要以上に貰わないことを推奨します。

イ 効果的な情報提供と環境意識の啓発

- ごみ処理施設での見学を通して、ごみとして処分されるものの量や種類を「見える化」することで、ごみを減らすことへの関心を高めます。
- 広報誌やホームページやLINEなどを活用し、ごみを減らす実践事例紹介などの情報を提供します。例えば、食材を使い切るレシピ、不要品の活用方法、楽しみながらリフューズに取り組めるような情報を提供します。
- 子どもたちと保護者に向け、給食をおいしく残さず食べきることで食品ロスを減らすことができること、自らごみを減らすことのできる行動について情報提供します。

②リデュース（Reduce）の推進

ア 食品ロス削減の啓発

私たちの暮らしの中で、日々たくさんの食べものが捨てられています。しかも、その多くは本来まだ食べられる状態のもので、これを「食品ロス」と呼びます。

食品ロスを削減し、ごみの発生抑制と循環型社会の構築を目指します。
(市民への啓発)

- 食べ残しを減らす「食べきり運動」や余った食品を活用するレシピの普及を推進します。
- 食材の適量購入、保存方法の工夫、賞味期限、消費期限の正しい理解を啓発します。
- 店舗で商品を選ぶ際は、棚の手前から選び、消費期限や賞味期限の近い食品の積極的な購入を啓発します。

(事業者への啓発)

- 売れ残り、食べ残しが出ない販売、提供方法への改善を啓発します。
- 製造工程を見直し、食品ロスの発生量の抑制を啓発します。
- 規格外品や売れ残りの食品の有効活用、フードバンク、フードドライブへの協力を啓発します。

イ 生ごみの減量化

生ごみは多くの水分を含んでおり、焼却処分する時に多くのエネルギーを必要とします。

- 料理くずや食べ残しなどの生ごみを減らす工夫をします。
- 事業所から出る生ごみの資源化に努めます。生ごみの水切りの徹底や堆肥化への働きかけを行い、ごみの減量と省エネルギー化を進めます。
- 生ごみの堆肥化や減量化に有効なシステムについて先進事例等の調査、検討を進めます。

ウ 家庭系ごみの有料化の検討

家庭系ごみの有料化については、全国的に約 6 割の自治体で取り組んでいます。本市でもこれまで廃棄物減量等推進審議会などでも検討を続けてきました。

本市における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は県内 13 市の中でも最多となっており、地域別にみても庄内地区の排出量は最多となっています。

ごみの減量化が進んではいるものの、新たな取組を含め、各種の施策を実施しながら推進していくこととし、有料化についても減量化の有効な施策の 1 つとして、近隣町との連携を図りながら検討します。

エ 事業系ごみの削減の推進

- 事業系ごみの減量については、各種リサイクル法に基づく排出者責任の周知徹底を図り、ごみの発生抑制と紙類などの再資源化を促進します。
- 一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と適正処理に関する啓発と指導に努めます。
- 事業系ごみにおける紙類の資源化について、事業者への啓発活動を行います。

(2) ごみ再資源化の推進

①リサイクル (Recycle) の推進

ア 古紙、雑がみの資源化の推進

- 可燃ごみの 4 割近くを占める紙類の中には、紙類資源としてリサイクルできるものが多く混入していることから、さらに分別の啓発に努め、資源化を進めます。

- 紙類資源の回収は主に新聞、雑誌、ダンボールとなっていますが、雑がみの回収にもさらに重点を置いていきます。
- イ プラスチックごみの削減と再資源化の取組
 - プラスチック資源循環法の施行によるプラスチックごみの削減に向け、分別を見直し、再資源化に向けた取組を進めます。
 - 企業が取り組む新たなプラスチックの再資源化の取組について、回収拠点の設定や回収のルール等について検討します。
- ウ 剪定枝等の資源化の検討
 - 可燃ごみとして収集している剪定枝等について、再資源化できないか調査、検討を行います。
- エ 紙おむつのリサイクルの検討
 - 紙おむつのリサイクルについて調査・検討を行います。
- オ 資源回収の推進
 - 事業者への働きかけを行い、飲料用紙パック、食品トレイ（白色、透明）などの店頭回収を促進することで資源物のリサイクルを推進します。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて事業者の協力を求めます。
 - 空きびんの回収について、リターナブルびんについては持ち込みできる販売店を紹介し、リサイクルにつなげます。
- カ 集団資源回収の取組の支援
 - 地域における自主的な資源化を推進するため、集団資源回収に取り組む団体に各種情報の提供を行い、支援していきます。
- キ リサイクル製品、エコマーク商品の利用の促進
 - リサイクル製品の利用促進に向け、エコマークなどの環境に配慮した商品の利用促進を推奨します。

②リユース（Reuse）の推進

- ア 繰り返して使う意識の啓発
 - 使い捨てをやめ、繰り返し使えるマイ箸、マイボトル、マイバッグの持参を呼びかけます。
 - イベント会場から出る使い捨て容器を減らす取組として、マイ食器の持参の呼びかけを推奨します。
- イ フリーマーケットやバザー等の利用の周知
 - フリーマーケットやバザー等の、再使用の推進に向けた不用品交換に関する情報提供を行います。

ウ リユース事業者との協働取組の検討

- ・広報やホームページなどで、不用品としてごみに出す前にリユースできないかの選択肢として紹介します。

(3) 循環経済への転換に向けた普及、啓発

①市民への浸透、啓発

ア エシカル消費の普及、啓発

「エシカル消費」とは、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。

市民の方に身近なものをテーマに、循環利用したものがどういうものになるのか、循環利用するためには、どういうことをしたら良いのか等に関する啓発事業等を実施しています。

- ・エシカルな消費行動例を挙げ、より具体性を持たせた説明により啓発等を行います。

(エシカルな消費行動)

○障がいのある方々の就労支援施設などで製作された授産製品の購入

○授産製品など福祉施設で作られた製品の購入

○バリアフリー製品の購入

○フェアトレード商品の購入

○寄附付き商品の購入

○再生紙等のリサイクル製品の使用

○必要なものを必要な量だけ購入

○再生可能エネルギーの利用

○地産・地消商品の購入

○地元商店での買い物

○被災地産品の購入

○伝統工芸品の利用

②企業との連携

ア 企業主体の回収事業との連携の検討

- ・企業が主体として取り組むサーキュラーエコノミー（循環経済）と連携することにより、ごみの最小化と資源の循環利用の促進に努めます。

(具体的な企業の取組)

○廃食用油回収のSAF（持続可能な航空燃料）への検討（エネルギー企業）

○プラスチックごみの分別収集を見据えたペットボトル水平リサイクルの導入に向けた検討（飲料メーカー）

○包装容器のポジティブリサイクル（より価値の高い製品や素材へ生まれ変わらせる高付加価値なリサイクル）の取組への連携（化学メーカー）

○衣服リユース事業への協力（衣料品メーカー）

【基本方針2】 ごみの適正処理の推進

(1) ごみの分別、収集、処理の適正化

①分別の適正化

ア 分別情報の効果的な周知

広報、ごみ出し情報などによる、ごみ分別の周知を図ります。

- 広報、啓発に際しては目に入りやすいような PR 方法やレイアウトを意識し、より効果的なものとします。
- 高齢者の方にもわかりやすいパンフレットなどを通じた広報活動や情報提供の充実を図ります。
- 出前講座、ごみ研修会などで分別に関する情報を提供します。
- 自治会や廃棄物減量等推進員など、地域との協働により適正な分別と排出を指導します。
- 住民が循環型社会の一員であることの周知を図り、4R が実践されることで無駄や浪費をなくして、できるだけごみを出さない社会に向けたライフスタイル、オフィススタイルの構築の支援を図ります。
- スプレー缶、カセットボンベ、小型充電式電池、プラスチック製玩具に内蔵された電池などは、不適切な捨て方をするとごみ収集車両やごみ処理施設での火災につながる可能性があります。そのため、住民にごみの分別と適切な排出方法の周知と啓発を図ります。

イ プラスチックごみの削減と再資源化の取組（再掲）

- ごみの減量化を図るため、可燃ごみとして焼却処分していたプラスチックごみの再資源化に向けた取組を進めます。
- 令和 16 年度を目途に、プラスチックごみの回収の実施に向けた取組を進めます。
- 1 市 2 町で分別基準の統一化に向けて協議を行います。

②収集、運搬体制の充実

ア 効率的な収集、運搬体制の検討

- ごみ排出量の増減やごみ集積所への排出状況などに応じて、収集頻度や収集ルートについても適宜検討を行います。
- 高齢化の進行に伴う在宅医療や在宅介護の増加により、家庭から一般のごみと区別して処理、処分する必要がある医療系ごみの排出が増加することが予想されます。そのため、医療関係機関などと連携を図り、適正な収集、処理が行えるよう情報収集及び必要な対策について検討します。
- 収集事業者に対して、収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、騒音や

悪臭等生活環境への影響を及ぼさないよう、適正な指導を行います。

- ・市民の環境意識の向上を図るため、ボランティア清掃活動を支援し、集積されたごみの回収を行います。

イ リチウム蓄電池及び使用製品に係る収集体制の構築

リチウム蓄電池は、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていないため、使用されている製品の品目を具体的に示すなどで、リチウム蓄電池及び使用製品の不適切なごみ区分への混入を防ぐための周知を行います。

- ・家庭で不要となったリチウム蓄電池及び使用製品を退蔵させず、また、ほかのごみ区分への混入を防ぐため、住民にとって利便性が高い分別収集（ごみステーション収集）を基本とした収集方法を検討します。
- ・収集したリチウム蓄電池及び使用製品は、可能な限り、再資源化事業者や小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、国内の適正処理が可能な事業者へ引き渡すよう努めます。
- ・リチウム蓄電池の取り外しが簡単にできない使用製品は、無理に取り外そうとすると発煙、発火の危険性があるため、分解せず、そのまま排出するよう周知を徹底します。

③適正な中間処理と最終処分

ア 適正な中間処理及び資源物の選別

- ・中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めます。
- ・最終的に埋立処分する必要があるものは適正に処理し、管理します。

イ 特別管理一般廃棄物等処理困難物の適正処理

- ・一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定める特別管理一般廃棄物の取り扱いは、廃棄物処理法の規定により処理します。
- ・市で処理できないごみ（自動車のタイヤ、バッテリー、廃油、消火器、農薬等）については、製造事業者や販売事業者へ処理を依頼することが原則であるため、今後も周知の徹底に努めます。

④回収方法の検討

ア ごみステーション（集積所）に関する支援

- ・ごみステーションは、地域住民が共同で利用する生活インフラでありその適正な運用は、地域の衛生環境の確保及び良好な景観の維持において

重要な役割を果たしています。本市ではごみステーションを維持管理、新設又は改築する自治会の支援に努めます。

イ 拠点回収方式の検討

- 事業者が取り組むプラスチックごみの削減と資源化の取組を推進するため、既存の施設を活用した資源物の拠点回収を検討します。
- 事業者と連携し、ごみステーションを活用した拠点回収の効果的な利用を検討します。
- 資源ごみの持ち去りを防止するための方策を検討します。
- 拠点回収による使用済み小型家電、古着回収の取組を推進します。

(2) 不法投棄の防止

①不法投棄の防止

ア 不法投棄監視体制の強化

- 不法投棄監視員との連携によりパトロールを強化します。
- 不法投棄パトロール強化月間を定め、庄内地区不法投棄防止対策協議会と連携した巡回パトロールを実施し、重点地域には監視カメラなどの設置を検討します。

イ 不法投棄に対する厳正な対応

- 捨て得は許さず、不法投棄は犯罪であることを浸透させるために悪質な不法投棄に対しては、警察などと連携を密にしながら厳しく対応します。

②海岸漂着物への対応

ア 発生抑制のための方策の検討

- 海岸漂着物は自然災害による漂着など、国内外での様々な要因によるほか、陸域での不法投棄、ポイ捨てによる河川からの流出、飛散も多く含まれます。美しく豊かな自然を保護し、海岸における良好な景観と海洋環境の保全のため、国、県はもちろんのこと、沿岸、流域自治体との連携も強化し、海岸漂着物問題に係る普及、啓発活動を積極的に行い、発生抑制に努めます。

イ 継続的な回収体制の検討

- 海岸での清掃活動に協力し、推進に努めます。回収した漂着物についても一般廃棄物として適正に処理します。
- 農業者や漁業者に対するプラスチックごみの適正処理について、農林水産部門と連携して啓発に努めます。

(3) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物への対応

ア 災害廃棄物処理計画の運用と見直し

令和6年7月25日からの大雨災害により、甚大な被害を被ったことを踏まえ、災害廃棄物処理計画を見直す必要があります。

- 災害発生時の初動対応を強化するため、関係部署間の連携体制、情報収集や共有の方法を具体的に定めたマニュアルを改訂します。
- 災害連携協定を見直し、大規模災害時にも迅速に支援を受けられる体制を整えます。
- 災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置、収集スケジュールなどをホームページやSNS、市の広報を通じて迅速に発信する仕組みを確認します。

イ 市民、事業者、国、地方公共団体等と連携した災害廃棄物の処理

- 災害廃棄物の仮置場の候補地を事前に選定し、迅速な設置を可能にします。また、定期的な訓練を実施し、課題を捉えて計画にフィードバックします。
- 発災時における通常的一般廃棄物の処理の継続性の確保も含め、市民、事業者、国、県、地方公共団体や民間ボランティア等との連携を図りながら、災害廃棄物の処理を行います。

3. 7 市民・事業者・行政の役割分担

(1) 市民の役割

市民は、循環型社会を実現するための一番の主役です。市民一人ひとりが循環型社会の構築に向けた高い意識をもち、自らのライフスタイルを見直すことにより、環境に配慮した取組が促進されます。

また、行政及び事業者との協働のもと、地域活動を積極的に展開することにより、環境への負荷の少ない循環型社会システムを構築する大きな力となります。

行動目標

○市民一人ひとりが循環型社会の実現に関心をもち、環境への負荷の少ない生活様式への転換を図ります。

○市民は、行政及び事業者と協働した取組を行い、循環型社会の構築に向けた積極的な活動を行います。

具体的行動

- ・さんまるいちまる3010運動などの「食品ロス」削減に努めます。
- ・ものを長持ちさせ、修理・修繕して使用するよう心がけます。
- ・環境配慮型商品を選ぶようにします。
- ・マイバッグを持参し、レジ袋、過剰包装は断ります。
- ・食材の買いすぎを控え、食べきることで「食品ロス」削減を心がけます。
- ・生ごみの水きりを徹底し、生ごみを減らす工夫をします
- ・行政や地域が開催する研修会等に積極的に参加します。
- ・地域の清掃等へは積極的に参加します。
- ・地域の衛生協力員やごみ減量推進員へ協力します。
- ・地域が行う集団資源回収に協力し、再生利用を進めます。
- ・飲料用紙パック、白色、透明トレイ等などの店頭回収に協力します。
- ・コンポストを利用するなど、生ごみの堆肥化を進めます。
- ・フリーマーケット、リサイクルショップ等の活用を図ります。
- ・家電リサイクルなど各種リサイクル法に基づく排出をします。
- ・ごみは決められた方法に従って分別し、減量を図ります。
- ・不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりに協力します。
- ・海岸漂着物発生抑制にもつながる河川清掃、海岸清掃活動に協力します。

(2) 事業者の役割

事業者は、製品の製造や販売を通して、物質循環全体に対して大きな影響力を持つことから、排出者責任や拡大生産者責任のもと、とりわけ、法令の遵守が求められています。

さらに、環境に対する取組などを市民へ積極的にアピールし、周知することも必要とされています。

行動目標

- 排出者責任や拡大生産者責任の原則に基づいた、環境に配慮した事業活動を行います。
- 循環型産業を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。

具体的行動

- ・市の処理計画に基づいたごみの適正な処理に努めます。
- ・ごみ減量キャンペーンなどを展開します。
- ・環境配慮商品コーナーなどを設置し、わかりやすく展示します。
- ・ごみの減量、資源化等の研修会や講習会へ参加します。
- ・地域の清掃等へは積極的に協力します。
- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛します。
- ・レジ袋の削減等環境負荷の低減に努めます。
- ・事業系ごみの発生量の少ない生産工程に努めます。
- ・3010運動さんまるいちまるなどの啓発活動との連携などによる「食品ロス」削減に努めます。
- ・廃棄物の処理と循環利用に関する自主計画の策定に努めます。
- ・事業所から出るごみの適正な分別と排出、資源化に努めます。
- ・飲料用紙パック、白色、透明トレイ等の店頭回収を推進します。
- ・廃棄物のリサイクル及びリサイクル製品の使用に努めます。
- ・各種リサイクル法をはじめとする法令を遵守します。
- ・廃棄物の搬出には適正な収集事業者を利用します。
- ・不法投棄の防止に協力します。
- ・海岸漂着物発生抑制にもつなげる河川清掃、海岸清掃活動に協力します。

(3) 行政の役割

市は、一般廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく責任を担っています。また、市民及び事業者にとって最も身近な行政主体であり、一般廃棄物の発生回避（Refuse）、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）の4Rと呼ばれる政策を推進する役目も担っています。

引き続き、地域特性を踏まえた適正な4Rの推進に努め、環境への負荷が少ない方法で適正処理を行います。

行動目標

○循環型社会の構築を広く市民、事業者に周知し、積極的に実現に向けた取組を行います。

○市民、事業者の取組を積極的に支援します。

具体的行動

- ・4Rの取組について、市民への情報の提供と啓発を推進します。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点を含め、環境意識を高める情報提供を行います。
- ・協働を担う人材育成のため、各種研修会や講習会を開催します。
- ・ごみの散乱防止とまちの美化活動を推進します。
- ・イベントやキャンペーンを利用したごみ減量の啓発を行います。
- ・各種リサイクル法の市民への啓発を行います。
- ・家庭系ごみの有料化について検討を進めます。
- ・資源ステーションの拡充に取り組みます。
- ・事業系ごみから資源物の回収を検討します。
- ・さんまるいちまる3010運動などの「食品ロス」削減についての周知を行います。
- ・リサイクル製品の積極的な利用を呼びかけます。
- ・プラスチック容器包装材、紙おむつのリサイクルについて検討します。
- ・資源物の集団回収や拠点回収の推進に努めます。
- ・飲料用紙パック、白色、透明トレイ等の店頭回収について市民への啓発を行います。
- ・資源となるごみの分別回収を推進します。
- ・不法投棄防止の広報活動を行い、啓発に努めます。
- ・海岸漂着物の発生抑制のため、国、県等と連携し、活動、啓発の推進に努めます。

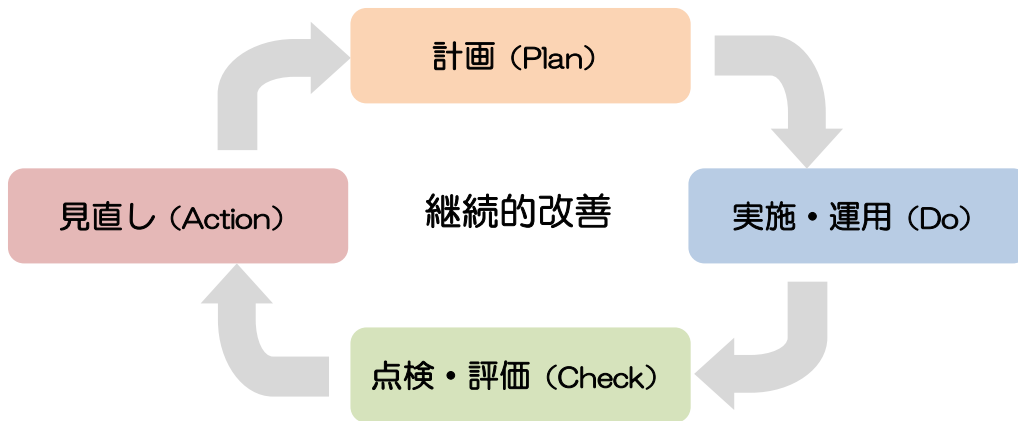
第4章 計画の推進

4.1 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

各取組の進捗状況及び計画目標に対する達成状況について、毎年度廃棄物減量等推進審議会にて把握、確認することにより、適切な進行管理を行い、市民及び事業者と市の協働による計画の着実な推進を図ります。

【PDCA サイクル】



(2) 進捗状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況、目標値に対する達成状況などについては、毎年発行される「環境・廃棄物概要」や「ごみ出し情報」などで公表します。

(3) 計画の見直し

この計画は令和12年度を中間年度とし、目標値の達成状況を確認するとともに、主たる施策の再点検を行います。

社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況などに応じ、計画自体の大幅な改訂の必要性が生じた場合には、随時見直しすることとします。

(4) 国、県及び周辺市町等との連携

この計画の推進のためには、市民及び事業者と市の協働に加え、本市だけでは処理しきれない問題について、国、県及び周辺市町等と連携していくこととします。

第5章 策定の経緯

5.1 策定の経緯

現行計画

- 令和7年 8月 5日 第1回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 令和7年 10月 22日 第2回酒田市廃棄物減量等推進審議会（諮問）
- 令和8年 1月 14日 第3回酒田市廃棄物減量等推進審議会
- 令和8年 1月 28日 第4回酒田市廃棄物減量等推進審議会（答申）

5. 2 酒田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

区分	推薦団体等	役職名	氏名
第1号委員	山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部環境課	課長	田中 利正
	酒田市小学校長会	広野小学校長	鈴木 有人
	学校法人東北公益文科大学	教授	古山 隆
第2号委員	酒田商工会議所女性会	理事	金内 妙
	一般社団法人酒田青年会議所	運営幹事	石井 大介
	酒田市自治会連合会	環境部長	◎丸藤 範博
	酒田資源リサイクル協議会	—	新田 篤志
	酒田市商店街連合会	会長	菅野 弘幸
	一般社団法人山形県産業資源 循環協会庄内支部	幹事	○渡部 利寿
第3号委員	大規模小売店舗 株式会社ト一屋	総務部	佐藤 善友
	一般市民代表（総合支所管内）	—	後藤 キク
	リサイクル友の会	代表	原田 洋子
	新堀コミュニティ振興会女性会	会長	安藤 幹子
	学校法人東北公益文科大学 Liga 食品ロス削減チーム	代表	高木 七美

※委員区分（酒田市廃棄物減量等推進審議会条例第3条）

- ・第1号委員：識見を有する者
- ・第2号委員：市民組織及び関係機関の代表者
- ・第3号委員：前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

◎会長
○副会長

酒田市ごみ処理基本計画

(酒田市食品ロス削減推進計画)

令和8年3月発行

発行・編集 酒田市市民部環境衛生課

〒998-0104 酒田市広栄町三丁目 133 番地

TEL 0234-31-0933

FAX 0234-31-0932

E-mail kankyo@city.sakata.lg.jp